

給与勧告の仕組みと本年の報告のポイント

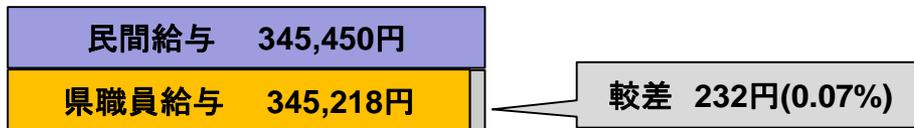
平成30年10月
鳥取県人事委員会

本年の給与報告の概要

1 月例給

- 県職員の給与は県内民間の給与を232円(0.07%)下回っているものの、公民はほぼ均衡した水準となっており、据置き。
- 月例給の据置きは、平成26年以来、4年ぶり。

【民間給与との較差】



2 特別給

- 県職員の年間支給月数(4.00月)は民間の支給月数(4.01月)とほぼ均衡しており、据置き。
- 特別給の据置きは、2年連続。

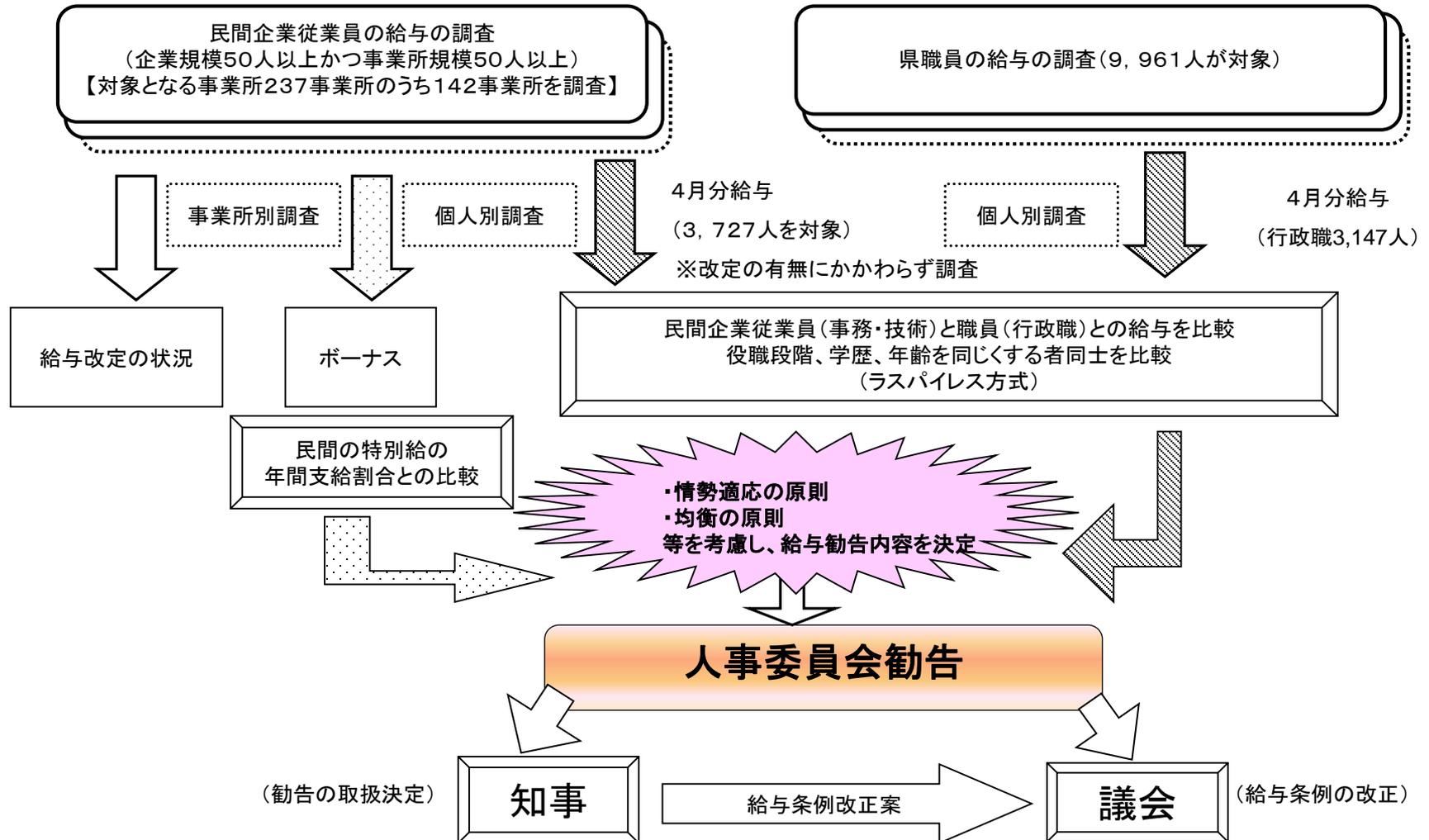
3 その他

- 初任給調整手当及び宿日直手当について、国や他の都道府県の動向や医師の人材確保等の観点を踏まえ、必要に応じて改定を検討することが求められる。

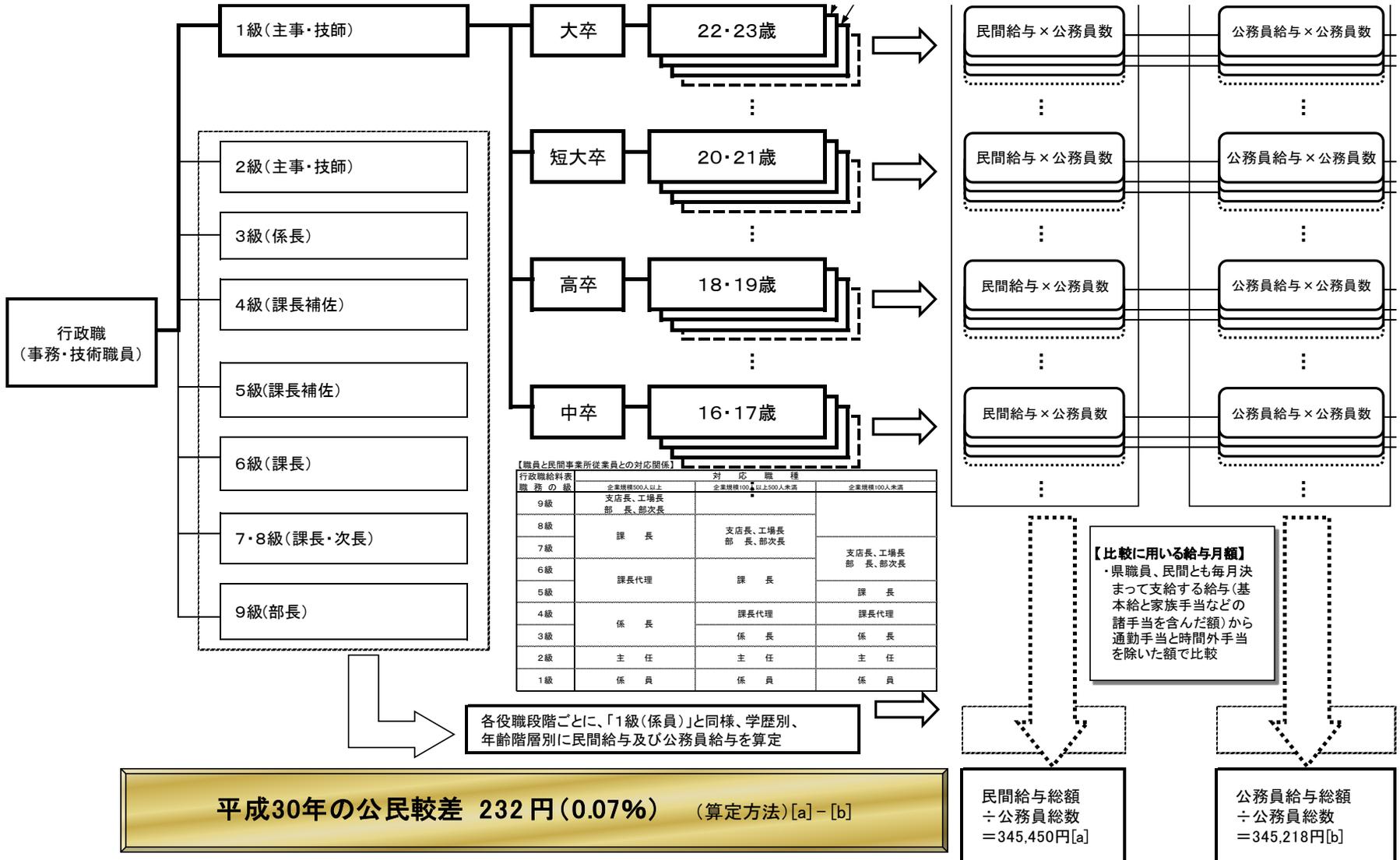
人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。

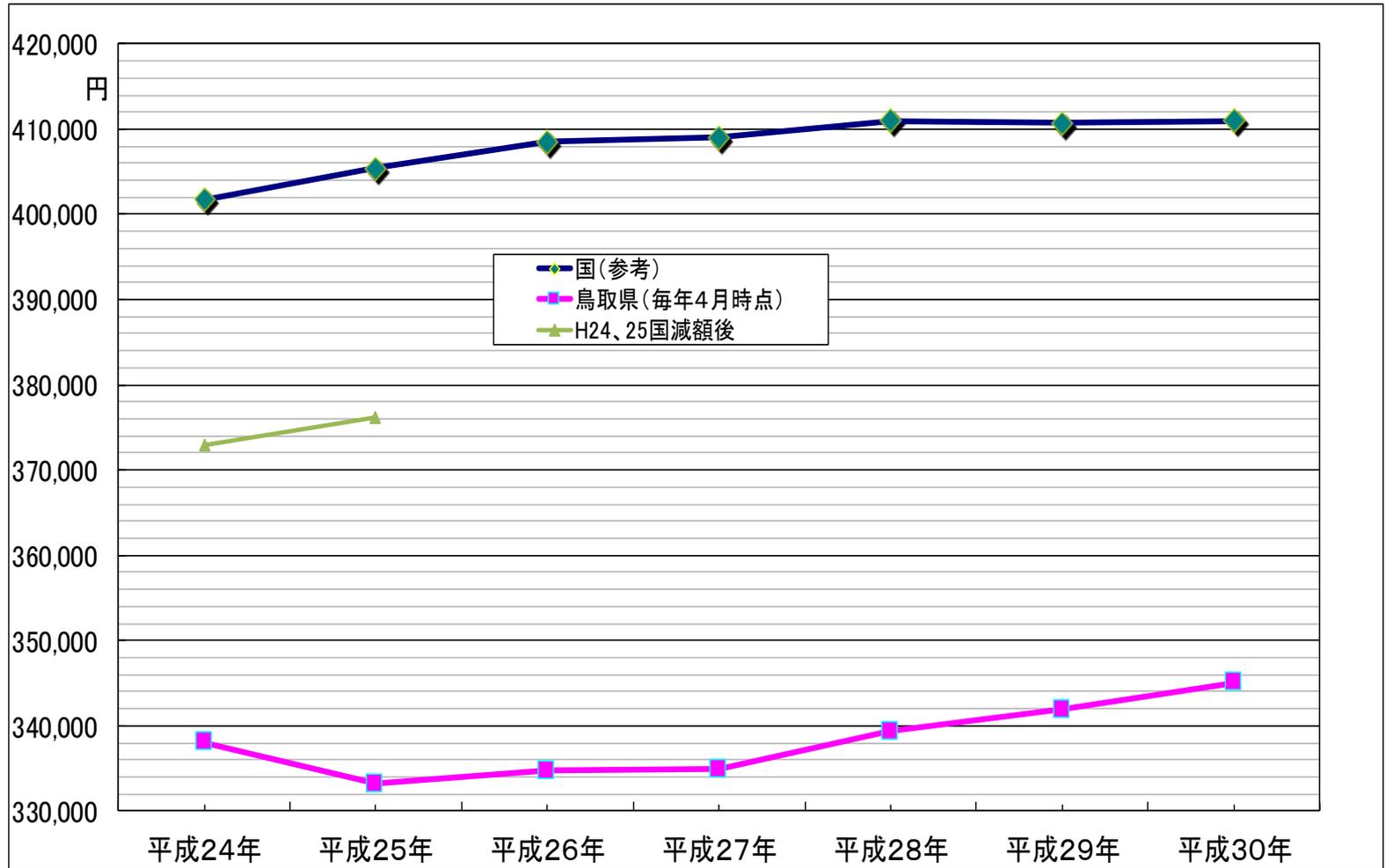
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）



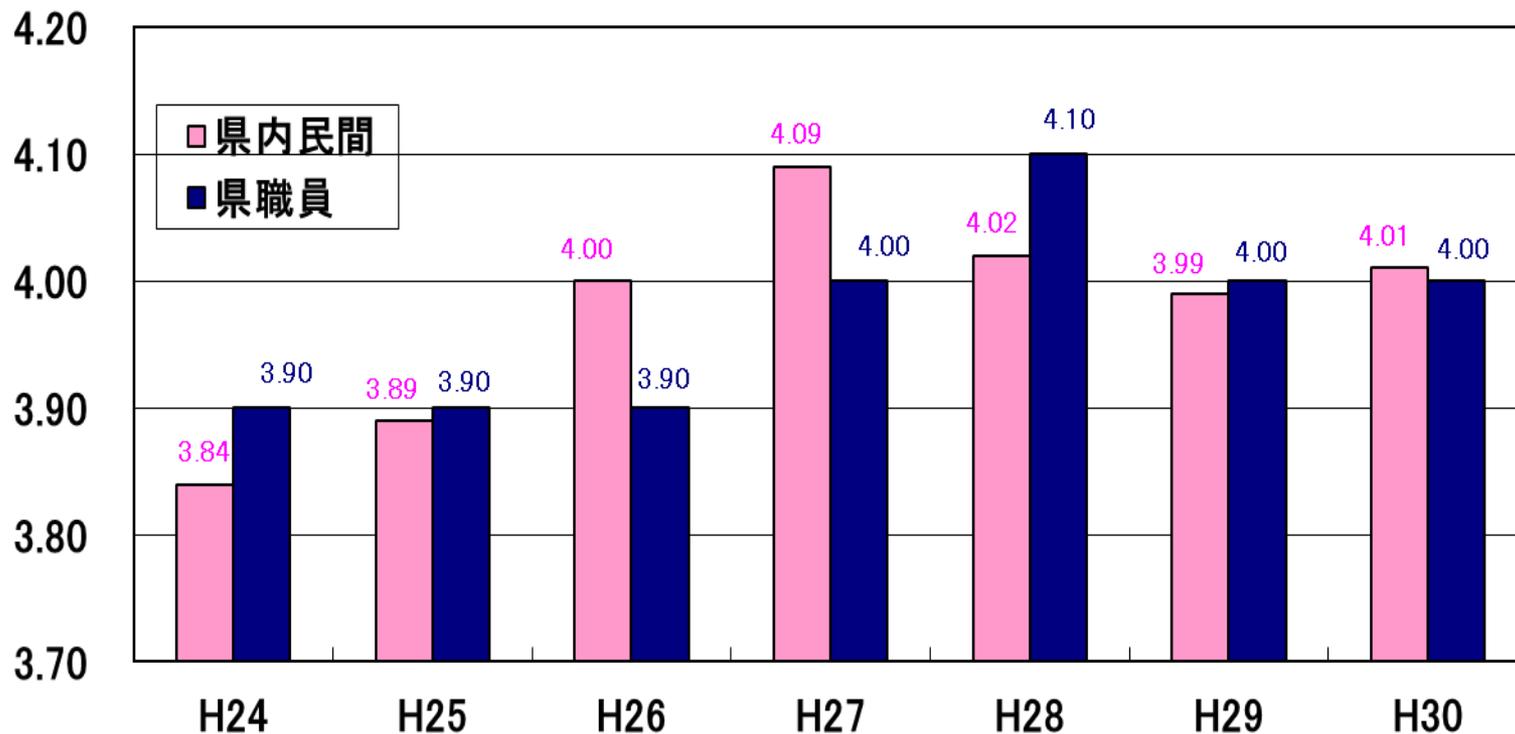
鳥取県職員の平均給与額の推移



国: 401,789円(42.8歳)減額前 国: 405,463円(43.1歳)減額前 国: 408,472円(43.5歳) 国: 408,996円(43.5歳) 国: 410,984円(43.6歳) 国: 410,719円(43.6歳) 国: 410,940円(43.5歳)
 国: 372,906円(42.8歳)減額後 国: 376,257円(43.1歳)減額後 県: 334,734円(43.1歳) 県: 334,864円(43.2歳) 県: 339,320円(43.3歳) 県: 341,854円(43.2歳) 県: 345,088円(43.4歳)
 県: 338,010円(42.5歳) 県: 333,166円(42.8歳)

- 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 平成24年及び25年の国家公務員の給与額は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられている。

特別給の支給月数の推移



区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県内民間	3.84	3.89	4.00	4.09	4.02	3.99	4.01
県職員	3.90	3.90	3.90	4.00	4.10	4.00	4.00

※県職員の支給月数は、当該年の勤告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成16年	改定なし	改定なし	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	改定なし	0.00月
平成24年	△1.78%	改定なし	0.00月
平成25年	改定なし	改定なし	0.00月
平成26年	改定なし	4.00月	0.10月
平成27年	1.26%	4.10月	0.10月
平成28年	1.06%	4.00月	△0.10月
平成29年	0.91%	改定なし	0.00月
平成30年	改定なし	改定なし	0.00月